

訴えの提起について

下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

1 訴訟の相手方（被告となるべき者）

住 所 \*\*\*

氏 名 \*\*\*

2 提訴の趣旨

- (1) 被告は、霧島市に対し、別紙物件目録記載の土地を明け渡せ。
  - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

（提案理由）

既に退去している市営住宅宮下団地の住戸外等に残置された物品の撤去を求める訴えを提起するため、議会の議決を求めるものである。

## 資料

1 事件の種類 市営住宅敷地の不法占拠に係る訴えの提起

2 訴訟の相手方（被告となるべき者）

住 所 \*\*\*

氏 名 \*\*\*

3 事件の概要

訴訟の相手方に対しては、令和4年11月15日に執行官立会いのもと、市営住宅宮下団地に係る不動産明渡執行が執り行われた。

これにより、住戸内の家財道具等はすべて搬出されたが、住戸外に残置されている自転車や、増築倉庫内に残置されている物品は搬出されなかった。

令和5年3月3日には訴訟の相手方に対し、当該物品撤去の要請について、期限（同年4月20日）を定め通知したものの、現在まで実行に移されていない。

よって、訴訟の相手方に対し、当該物品の撤去を求める訴えを提起するものである。

4 訴訟の趣旨

(1) 被告は、霧島市に対し、別紙物件目録記載の土地を明け渡せ。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行上の方針

(1) 訴訟において上記請求が容認されないときは、上訴するものとする。

(2) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

6 訴訟代理人

市長が委任した者とする。

(別紙)

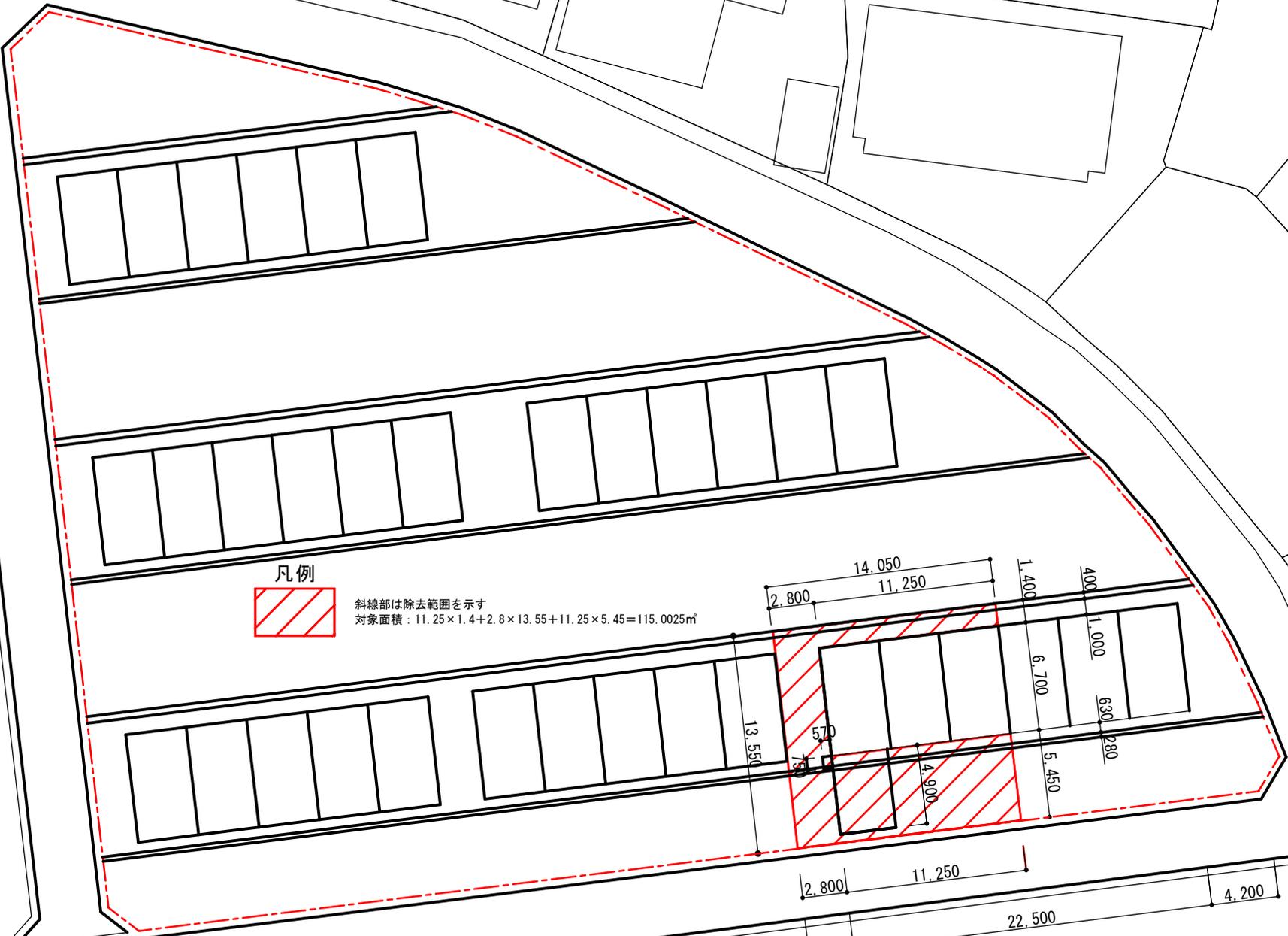
物 件 目 録

所 在 霧島市\*\*\*

地 番 \*\*\*

地 目 宅地

地 積 2884.84 m<sup>2</sup>のうち、別添図面の斜線部分115.0025 m<sup>2</sup>



凡例



斜線部は除去範囲を示す  
 対象面積： $11.25 \times 1.4 + 2.8 \times 13.55 + 11.25 \times 5.45 = 115.0025\text{m}^2$

Dimensions and measurements shown in the diagram:

- Top horizontal dimensions: 14.050, 11.250
- Vertical dimensions on the right: 1.400, 4.000, 1.000, 6.700, 630, 280
- Bottom horizontal dimensions: 2.800, 11.250, 22.500, 4.200
- Left vertical dimensions: 13.550, 570, 570
- Bottom-left horizontal dimensions: 19.000, 2.800, 19.000, 2.800
- Bottom-most horizontal dimension: 300
- Internal dimensions of the hatched area: 4.900, 5.450